

法規制と職能

「建築基本法制定への道のり」

建築基本法制定準備会会長 神田 順



民主党政権が誕生し、建築行政に関しても新しい変革が生まれることを、多くの人たちが期待していると思う。建築基本法制定準備会も、早いもので、設立以来すでに6年を経過し、前回の寄稿からも5年を経て、状況の変化と準備会の活動の紹介をさせていただきたい。この間、準備会として継続的に活動が続けられたことは、大きな問題提起とその活動に対する、サツ会員も含めた会員各位の支持に負うところが少なくないと感謝している。

まずは、現在検討されている建築基準法の再改正問題について、そもそものねらいがどこにあるかを論じてみたい。この発端は姉齒事件である。建築確認制度が必ずしも適切に運用されていなかったことに対して、「誰がやっても同じ答えになる」ことを目的とする厳格化の法改正がなされ、建築産業の展開そのものに大きな影響を与えた。そのことに対して、無理のない範囲で、せめて元に戻そうという動機が存在する。これは、極めて健全な方向であると思う。専門家の評価や判断を尊重する形で、スムーズな運用が可能となる改正を行うことは、単に時間短縮とか軽微な変更手続きの簡略化という以上に、専門家が専門家としての責任ある判断をすることを自他ともに認めるという意味で、意義のあることだ。

しかし、このことは建築基本法で論じていた問題とは、かなり次元が異なると言ってよい。また、前報で紹介した5年前の「建築基本法不要論」の国土交通省の立場は、今では、ほぼ白紙あるいは容認に近いように見える。すでに1年にわたり、「質の向上とは何か」それを実現するための施策としてどのようなことが考えられるかという問題に対して、社会資本整備審議会の建築分科会基本制度部会において、建築基本法が具体的な形で議論として展開されているからである。

また、それに並行して、国土交通省が応募形式で実施している調査研究においても、昨年度の建築学会を含む8団体が、今年度は14団体に拡大する形でコンソーシアムを形成し、建築基本法を提案することについての検討がされている。すなわち、専門家の間では、21世紀の建築の在り方を考えたとき、「最低基準」の遵守というような形の法の在り方そのものの限界が理解される状況になって来たと言える。

問題は、一般の人に対する「建築基本法制定」の動機

付けである。姉齒事件が経済優先の価値観の中で、いろいろな形で多くの被害者を生んだことは理解できても、法の基本を見直すことで建築が良くなるというような簡単な図式は描きにくいからである。

準備会のこれまでの活動の中でも、地方での議論や、マンション反対運動の住民の立場、韓国における建築基本法と新しい政策の紹介など、議論の幅は広がっている。しかし、建築を社会資産として位置付けることや、専門家のみならず建築主にも相応の責任が存在することなどを、社会通念とするために法制化するとすれば、現実の場面で、建築基準法を中心とした法体系から、建築基本法を中心とした法体系になることでどのように変わるのかを、試行錯誤を経て検討せねばならないと思う。

法律が早くできることだけが大切なのではなくて、基本を生かすために、社会制度の抜本的な変革を成し遂げることが目的なのである。専門家の判断を尊重し、専門家が一般の人にもっともっと建築について語る場面を作っていかなければいけないと思う。もちろん、そのためにも建築基本法の存在が大きな力になるので、制定準備会としては、実現を目指した活動を続けている。特に昨年から実施している議員会館内での、国会議員に理解を求めるためのシンポジウム開催も意義が大きい。

道のりは、まさに道半ばというところであろう。質の高い建築が社会資産として蓄積されていく社会を形成することは、今の日本にとって、重要な課題である。しかし、そのためには、基本理念が多くの国民の了解事項となり、そのことを元に社会を築いて行くという教育体制も不可欠である。

これからの進む方向としては、いままで何度も取り組み方を論じてきた建築学会において、新しい社会制度へ向けての推進役としての役割を期待したい。建築基準法のような最低限を満たすことのみが社会的制約としてあるという制度は簡単で効率的だ。それに比べると、専門家の評価や判断を公開し、社会が最適なバランスを受け入れるという仕組みは、時間もかかり、非効率な部分もある。経済を停滞させるから元に戻せというような視点は、姉齒事件対応の基準法改正に対するのと同列の声になりかねない。長期を見据えた議論が必要である。